別記第５号様式(第８条関係)

|  |
| --- |
| 県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書循社対第　　　　号　　　年　　月　　日　　住所　氏名　代表者熊本県知事　　　　　　　　　印　　　　年　　月　　日付けで協議のありました県外産業廃棄物の搬入については、下記のとおり事前協議を終了しましたので通知します。記　1　搬入の期間　　 　　年　　月　　日から　　　年３月３１日まで　　 排出事業所　2　搬入する産業廃棄物の種類等　　　 種類　　　 処理量　　　 処理方法　　　 処分業者　3　搬入の条件　　(1)　県外産業廃棄物の熊本県内への搬入においては、産業廃棄物の種類・処理方法・処理量等の承認された内容を守ること。なお、協議の内容を変更しようとする場合は、再度、事前協議を行うこと。　　(2)　県外産業廃棄物の収集運搬及び処分については、マニフェストを運搬車両1台につき1部を使用し、処分終了後速やかに「D票の写し」を環境生活部環境局循環社会推進課まで送付すること。　　(3)　収集運搬車両の変更は、あらかじめ変更届出を行ってから運搬車両として使用すること。　　(4)　収集運搬及び熊本県内における処理等において、事故又は災害等によって県外産業廃棄物が流出した場合は、事故等の復旧に努め、復旧後速やかに事故等の内容を報告すること。　　(5)　協議に係る県外産業廃棄物の処分の状況を記載した「県外産業廃棄物処理実績報告書(熊本県産業廃棄物指導要綱第１１条別記第６号様式)」を、　　　年６月３０日までに環境生活部環境局循環社会推進課に提出すること。 |